

第8節 安全性の確保

1 環境リスクの低減

水質、大気について有害物質の調査を継続するとともに、化学物質を扱う事業者等における適切な使用・管理・処理の推進体制の整備や農薬の適正な使用を推進します。

化学物質についての情報を収集し提供します。

地震等自然災害や事故発生時に化学物質や油類が環境中に流出し被害を及ぼさないよう、関係機関の連携による環境リスク対策を推進します。

<実施事業等>

(1) 化学物質による環境リスク低減対策の推進

ア 大津市指定化学物質等の適正な管理に関する指針

大津市生活環境の保全と増進に関する条例では、事業者による自主的な環境管理の推進を掲げ、これに基づき「大津市指定化学物質等の適正な管理に関する指針」を策定しています。この指針は、大津市内にある指定化学物質等を製造し、又は、使用する工場、事業所を有する者を対象としたもので、平成13年4月1日より施行しています。⁽²²⁾

指定化学物質の一覧

1	1, 1, 2, 2-テトラクロロエタン	81	スチレン
2	1, 1-ジクロロエタン	82	スチレンの2及び3量体
3	1, 2-ジクロロプロパン	83	セリウム及びその化合物（又は総セリウム）
4	1, 2-ジブromoエタン	84	タリウム及びその化合物（又は総タリウム）
5	1, 3-ブタジエン	85	タルク（アスベスト様繊維を含むもの）
6	1, 4-ジオキサソ	86	チオウレア
7	1-ブタノール	87	チタン及びその化合物（又は総チタン）
8	2-ブタノール	88	テトラヒドロフラン
9	2, 4-ジアミノトルエン	89	テルル及びその化合物（又は総テルル）
10	2, 4-ジクロロフェノール	90	テレフタル酸
11	2, 4-ジクロロフェノキシ酢酸	91	トリエタノールアミン
12	2, 4-ジニトロフェノール	92	トリエチルアミン
13	2, 6-ジ-tert-ブチル-4-メチルフェノール[BHT]	93	トリブチルスズ化合物
14	2-ブタノン[メチルエチルケトン]	94	トリフルラリン
15	2-メルカプトイミダゾリン [イミダゾリジンチオン、エチレンチオウレア]	95	トリメチルアミン
16	3, -3' -ジクロロベンジジン	96	トルイジン類
17	3, -3' -ジクロロ-4, -4' -ジアミノジフェルメタン [MOCA]	97	トルエン
18	4, -4' -イソプロピルアイデネジフェノール [ビスフェノールA]	98	ナフタレン
19	4, -4' -メチレンジアニリン [4, -4' -ジアミノジフェルメタン]	99	ニトロソアミン類
20	N, N-ジメチルアリン	100	ニトロトルエン類
21	N, N-ジメチルホルムアミド	101	ニトロフェノール類
22	n-ブチルベンゼン	102	ニトロベンゼン
23	N-メチルピロリドン	103	ノニルフェノール
24	O-ジクロロベンゼン	104	バナジウム及びその化合物（又は総バナジウム）
25	O-トシジン [3, -3' -ジメチルベンジジン]	105	バリウム及びその化合物（又は総バリウム）
26	P-ジクロロベンゼン	106	ビス（2-クロロエチル）エーテル [ジクロロエチルエーテル]
27	α-ナフチルアミン	107	ヒドラジン
28	β-ナフトール	108	ピフェニル
29	アクリルアミド	109	ピリジン
30	アクリル酸及びそのエステル	110	フェニレンジアミン類
31	アジピン酸	111	フェンパレレート
32	アジピン酸-2-エチルヘキシル	112	フタル酸エステル類（総フタル酸エステル）
33	アセトアルデヒド	113	プラチナ及びその化合物（又は総プラチナ）
34	アセトニトリル	114	フルフラール

35	アセトン	115	ヘキサクロロエタン
36	アトラジン	116	ヘキサクロロ-1, 3-ブタジエン
37	アニリン	117	ヘキサン
38	アラクロール	118	ペノミル
39	アルキルフェノール (C4 から C9)	119	ペルメトリン
40	アントラセン	120	ベンゾトリクロライド
41	アンモニア	121	ベンゾフェノン
42	イソホロン [3, 5, 5-トリメチル-2-シクロヘキセン-1-オン]	122	ペンタクロロニトロベンゼン [キントゼン]
43	エタノールアミン	123	ほう素及びその化合物 (又は総ほう素)
44	エチルベンゼン	124	ホスゲン
45	エチレングリコール [1, 2-エタンジオール]	125	ホスフィン
46	エチレングリコールモノエチルエーテル	126	ポリ臭化ビフェニル [PBB]
47	エピクロロヒドリン	127	マラチオン [マラソン]
48	エンドスルフアン [ベンゾエピン]	128	マンゼブ
49	オクタクロロスチレン	129	マンネブ
50	カルバリル	130	メソミル
51	キシレン類	131	メタアクリル酸メチル
52	キノリン	132	メタノール
53	ギ酸	133	メチルアミン
54	グラスウール	134	メチルイソブチルケトン [4-メチル-2-ペンタノン、MIBK]
55	グリオキサール	135	メチルヒドラジン
56	クレゾール類	136	メチレンビス (4-フェニルイソシアネート) [4, 4'-ジフェニルメタンジイソシアネート]
57	クロトンアルデヒド	137	メトリブジン
58	クロロアニリン類	138	メルカプタン類
59	クロロスルホン酸	139	モノクロロベンゼン
60	クロロニトロベンゼン類	140	モノシラン
61	クロロブレン [2-クロロ-1, 3-ブタジエン]	141	モリブデン及びその化合物 (又は総モリブデン)
62	クロロベンゼン	142	よう化メチル
63	クロロホルム	143	ロックウール
64	クロロメチルメチルエーテル	144	亜鉛及びその化合物 (又は総亜鉛)
65	ケルセン [ジコホル]	145	塩化メチル
66	コバルト及びその化合物	146	黄燐
67	シクロヘキサノール	147	三塩化燐
68	シクロヘキシルアミン	148	酸化エチレン [エチレノキッド]
69	ジェタノールアミン	149	酸化プロピレン [プロピレノキッド]
70	ジエチルアミン	150	臭化メチル
71	ジエチルエーテル	151	酢酸ビニル
72	ジニトロトルエン類	152	酢酸ブチル
73	ジネブ	153	五塩化燐
74	ジフェニルアミン	154	二硫化炭素
75	シペルメトリン	155	無木酢酸
76	ジボラン	156	無木フタル酸
77	ジメチルアミン	157	無木マレイン酸
78	ジメチルホルムアミド	158	硫化水素
79	ジラム	159	硫酸ジエチル
80	スズ及びその化合物	160	硫酸ジメチル

イ 農薬の適正使用の推進

- ラジコンヘリや地上防除による共同一斉防除を実施することにより、農薬の適正利用を推進し、良質米の安定生産や水田麦・大豆の品質向上が図れました。(19)

ウ アスベスト対策の推進

アスベスト対策本部の方針に基づき、全市有施設における飛散性アスベスト使用状況について各部局の協力を得て対策を進めています。平成 17 年度は全市有施設における飛散性アスベストの吹付け状況及びアスベストの含有量の調査を実施(対象物質:クリソタイル・アモサイト・クロシドライト)しました。1%を超えて飛散性アスベストを含有している吹付け材等を使用している施設について年次的に飛散性アスベストの除去等の対策工事を実施することとしました。

また、平成 18 年に建材中のアスベストの規制対象が 1% 超から 0.1% 超に強化されたこと及び平成 20 年度以降は日本で使用事例がないとされていた 3 物質(トレモナイト・アクチノライト・アンソフィライト)の使用が確認され、新たにアスベストとして追加されたため再調査を進めるとともに除去等の対策を順次進めています。⁽²²⁾

平成 22 年度に実施した事業は次のとおりです。

- 富士見小学校で対策工事を実施しました。⁽⁴²⁾

【参考】 大津市域における飛散性アスベストの対策の所管部局

民間施設における飛散性アスベスト使用の指導	建築指導課
建築物の解体工事における吹付けアスベスト等の指導	建築指導課
民間建築物の吹付けアスベスト調査の補助事業	建築指導課
アスベスト除去時等における安全管理及び労働者の健康管理指導	大津労働基準監督署
アスベスト除去時等における大気環境への飛散防止指導	環境政策課
飛散性アスベスト含有廃棄物(特定管理産業廃棄物)の指導	滋賀県循環社会推進課
アスベストによる健康被害救済制度	保健予防課

(2) 自然災害や事故発生時における油等流出についての環境リスクへの対応

消防法に基づく危険物の貯蔵、取り扱い等について審査を行うことにより、油類の流出等の予防を図っています。⁽⁶⁷⁾

- 平成 22 年度においては、琵琶湖上(大津市管内)又は大津市内の河川上における油類の流出事故が、1 件発生しています。流出事故の多くは誤認や誤作動などのヒューマンエラーによるもので、それらを予防するため、講習会等で危険物の安全な取り扱いについて広報を行いました。⁽⁶⁷⁾

2 安全性の高い土地利用の推進

災害に強く、安全な環境をつくっていくために、山麓部の開発や危険地域の利用を極力抑制するとともに、砂防や洪水調節などの多面的な機能を持つ森林や農地の保全・育成を推進します。

水田やため池、水路、河川などの多様な水環境は大きな保水能力を持ち洪水調節機能を持っていることから、これらの保全を図ります。

市街地部には計画的な公園や緑地、幹線道路、オープンスペースなどを適正に確保します。

<現況>

本市の都市計画の基本的な方針として策定した「大津市都市計画マスタープラン」において、都市防災の目標として「災害に強いまちづくりを進めるために、道路、公園、河川をはじめとする都市基盤整備や土地区画整備事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備を推進するとともに、防災に配慮した土地利用の誘導、さらには建築物、構造物、それぞれの耐震性を向上させる。」ことを掲げています。⁽³⁰⁾

また、本市では、防火区域が 6.9ha 指定されているほか、宅地造成規制区域 20,035ha、急傾斜地崩壊危険区域 65カ所、地すべり防止地区 400.55ha など危険区域等が各々の法律に基づき指定されています。

<実施事業等>

(1) 安全性の高い土地利用や施設整備の推進

ア 山麓部の開発や危険地域の利用の抑制

第4次大津市国土利用計画において緑地保存地域等を設定し、他の用途への転換を抑制しています。⁽¹⁾

イ 雨水渠等の整備

市街地の浸水防除を目的として、市街地において氾濫している箇所を対象に整備をすすめています。市内の浸水河川 7 河川について改修事業を実施しました。⁽⁴³⁾

ウ 流域の砂防・保水能力の強化

農林水産省所管の地すべり防止区域に指定された雄琴地区・上仰木地区において、区域内に設置された防止施設の清掃(年2回実施)、区域内のパトロール(月2回実施)及び雨量観測(観測機器により毎日実施)について、滋賀県から委託を受けて実施しました。⁽²⁰⁾

エ 土砂等による土地の埋立て等の規制の強化

土砂等の埋立て等について必要な規制を行うことにより、良好な自然環境及び生活環境を保全するとともに、土壌の汚染及び土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止することで、安全な市民生活の確保に努めます。⁽²⁵⁾

(2) 災害に強い都市基盤の整備

ア 災害に強い都市基盤施設の建設誘導等

- 主要公共施設(高速道路や鉄道)に架設されている市道橋のうち、古い基準で架設されているものについて、地震時における防災機能強化を図るため、橋台、橋脚及び上部接合部の補強改良を進めています。⁽⁴¹⁾
- 駅前にふさわしい安全・快適なまちづくりを目指して、堅田駅西口において都市の骨格となる幹線道路・駅前広場・公園等の都市施設を整備する土地区画整理事業を推進しました。⁽³³⁾

- 狭い道路や老朽住宅が密集する大津駅西地区において、土地区画整理事業による基盤整備に併せて、住宅市街地総合整備事業による住環境の改善を推進しました。⁽³⁴⁾
- 既存建築物の耐震化を促進するため、特定建築物の耐震診断補助(4件)、木造住宅耐震改修工事補助(3件)を行い、木造住宅耐震診断員を無料で派遣(100件)しました。⁽³⁷⁾

イ 災害時に安全を確保するためのオープンスペースの確保等

- 避難場所に指定される公園やそれに準ずる公園については、整備の際に災害等の活動に耐える広場の確保に努めています。平成22年度から平成23年度にかけて広域避難場所に指定されている茶臼山公園の防災広場の整備を行います。⁽³⁵⁾

第9節 環境資源の保全・創造・活用

1 歴史・文化環境の保全と継承

有形、無形の歴史・文化遺産の荒廃や消失に対して、保全地域の指定などの制度的な保存、継承対策を推進するとともに、新たな遺産の発掘、整備、保存を進めていきます。また、市民が日々の生活やまちづくりの中で地域の歴史・文化について学び、保全し、活用する活動の推進を支援します。

このような歴史文化環境資源の情報を収集・整理し、提供していきます。

<現況>

本市は、近江大津宮が置かれた地であり、京都、奈良に並ぶ文化財の宝庫です。

現在市内には、世界遺産1件、建造物、彫刻をはじめとする510件の国、県、市の指定文化財があり、今後、これらの歴史・文化遺産の保存・継承を進めるとともに、新たな遺産の発掘・整備・保存が必要です。

大津市内所在指定等文化財件数

A 世界遺産

(平成23年3月1日現在)

区分	総数	文化遺産	自然遺産	複合遺産	備 考
世界	911	704	180	27	名称 「古都京都の文化財(京都市・宇治市・大津市)」
日本	14	11	3	0	
滋賀県	1	1	0	0	
大津市	1	1	0	0	

B 国・県・市指定文化財

ア 有形文化財

(平成23年3月1日現在)

区分	所在	総数	建造物	美術工芸品					
				絵画	彫刻	工芸品	書・典・古	考古資料	歴史資料
国 宝	全 国	1,082	216	158	126	252	283	44	3
	滋賀県	55	22	4	4	4	20	1	0
	大津市	36	9	3	3	3	17	1	0
重要文化財	全 国	12,762	2,374	1,969	2,647	2,423	2,610	578	161
	滋賀県	807	181	99	376	64	73	9	5
	大津市	294	60	59	91	21	52	7	4
滋賀県指定	滋賀県	309	73	38	72	43	68	8	7
	大津市	62	16	6	8	12	12	6	2
大津市指定	大津市	93	17	18	27	11	9	8	3
大津市内所在数		449	93	83	126	44	73	21	9

(注) 重要文化財の件数には国宝を含む。

イ 無形文化財、民俗文化財、史跡、名勝、天然記念物、伝統的建造物群保存地区、選定保存技術、文化的景観

(平成23年3月1日現在)

区分	所在	総数	無形文化財	民俗文化財		史跡・名勝・天然記念物			伝統的建造物群保存地区	文化的景観	選定保存技術
				有形	無形	史跡	名勝	天然記念物			
特 別	全 国	162	—	—	—	60	30	72	—	—	—
	滋賀県	3	—	—	—	2	0	1	—	—	—
	大津市	0	—	—	—	0	0	0	—	—	—
国指定	全 国	3,684	108(141)	210	266	1,654	322	944	88	24	68(81)
	滋賀県	86	1(1)	0	3	41	21	13	3	3	1(3)
	大津市	24	1(1)	0	0	15	5	2	1	0	0

滋賀県指定	滋賀県	82	3(4)	10	8	37	16	6	0	—	2(3)
	大津市	10	1(1)	4	1	1	3	0	0	—	0
大津市指定	大津市	27	1(1)	6	5	10	1	4	0	—	0
大津市内所在数		61	3(3)	10	6	26	9	6	1	0	0

(注) ・ 史跡、名勝、天然記念物の件数には、特別史跡、特別名勝、特別天然記念物を含む。

・ [名勝・史跡]は、[名勝]を含む。

・ 無形文化財、選定保存技術は件数で、() の数は保持者、認定者、団体の合計を示す。

ウ 国登録有形文化財

(平成 23 年 3 月 1 日現在)

	総数	建造物	美術工芸	民俗	記念物
全 国	8,413	8,331	11	16	55
滋賀県	289	287	0	0	2
大津市	104	102	0	0	2

C 市内所在指定等文化財総数

(平成 23 年 3 月 1 日現在)

世界遺産	国指定 (国宝)	県指定	市指定	合計	国登録	総数
	1	318 (36)	72	120	510	104

<実施事業等>

(1) 文化財の保護、町並みの保全と継承

ア 埋蔵文化財の発掘調査

遺跡内での個人住宅の新築・増築・改築及び重要遺跡の範囲確認等に伴う緊急発掘調査や、周知の遺跡での都市計画道路整備、宅地造成、土木工事等の開発行為に伴う発掘調査を行い、文化財の保護に努めています。⁽⁵⁹⁾

イ 文化財保存及び修理事業

指定文化財の保存修理や管理等の実施にあたり、その負担の軽減を図るために補助金を交付しています。平成 22 年度は、保存修理等に対し、国指定文化財 4 件、県指定文化財 1 件、市指定文化財 6 件、また管理等に対し、指定文化財の天皇神社など計 31 件について補助金の交付を行いました。⁽⁵⁹⁾

ウ 伝統的建造物群保存対策の推進

伝統的建造物群の保存を図るため、「大津市伝統的建造物群保存地区保存条例」に基づき、現状変更行為許可等を行っています。平成 22 年度は、10 件の現状変更行為許可申請等を受け、審査・許可業務を行いました。⁽³¹⁾

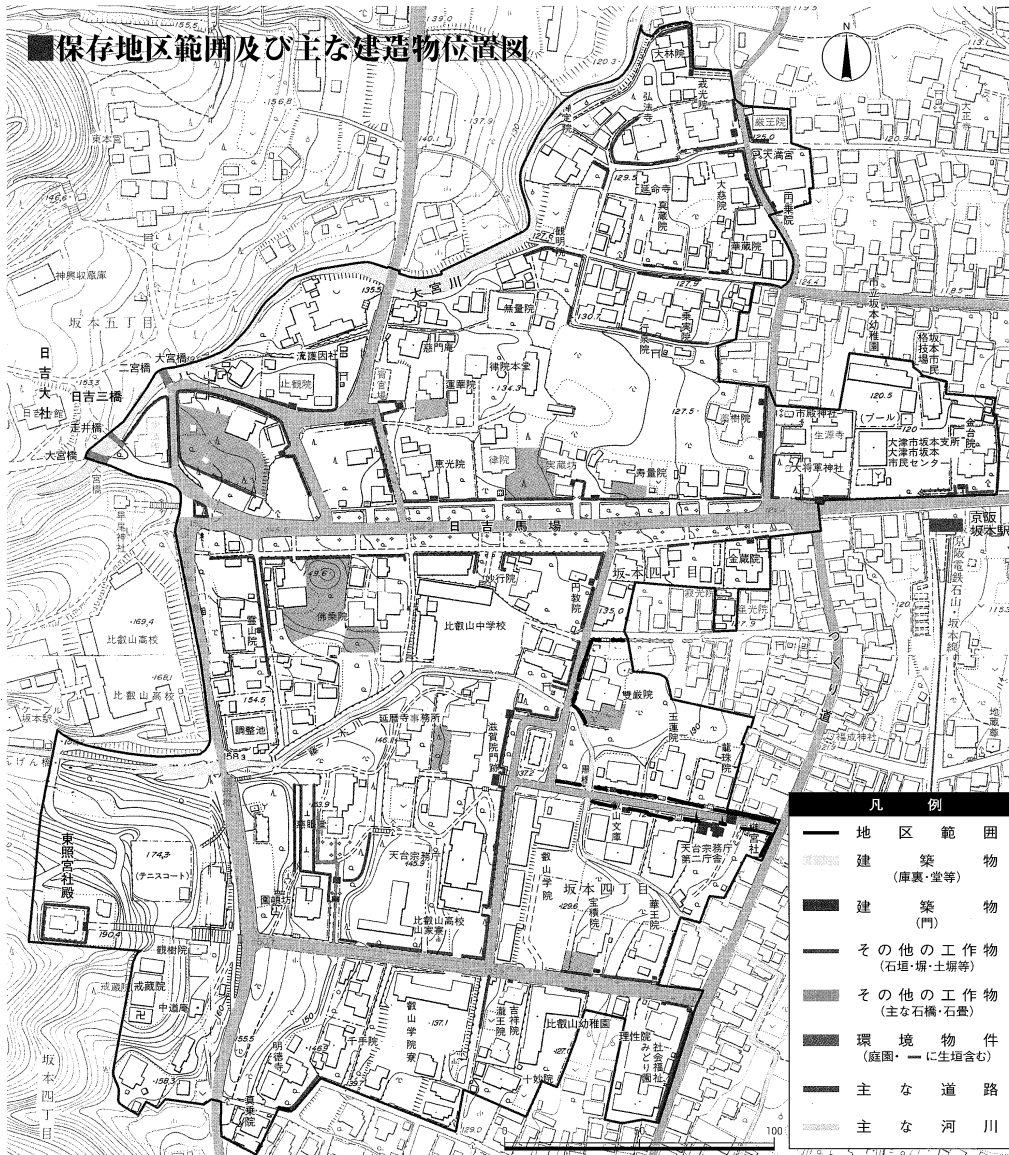
エ 歴史的景観の整備・保全

大津市歴史的風土保存区域における歴史的風土保存計画に基づき、市内 9 地区に歴史的風土特別保存地区が指定されており、建築行為等を対象とした届出・許可制度等を活用することにより、古都大津の歴史的風土の保存を図っています。平成 22 年度は 4 件の届出等を受け、審査業務を行いました。⁽³¹⁾

オ 坂本重要伝統的建造物群保存地区

坂本地区は、優れた美しい自然と、里坊群を中心に数多くの歴史文化遺産に恵まれ、先人達の永年の努力と蓄積が今日まで継承されてきたところで、当地独自の歴史的空間を形成しています。

平成 9 年 10 月 31 日に、この里坊群を中心とした 28.7ha が国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されました。伝統的建造物及び環境物件の特定物件は 293 件にのぼっています。



平成 22 年度に実施した事業は次のとおりです。

- 伝統的建造物群保存地区保存事業として、観樹院庫裏修理、伊藤家主屋修理、松壽院門修景を実施しました。⁽⁵⁹⁾

カ 史跡・遺跡の整備

天智天皇の近江大津宮錦織遺跡をはじめとする市内に残された優れた文化遺跡のうち、日本の歴史を語る上において欠くことができない、国の史跡に指定されている近江国府跡 国庁跡 惣山遺跡 青江遺跡 中路遺跡や穴太廃寺跡、山ノ神遺跡について、整備用地の公有化を行っています。また、必要な遺跡については、確認調査を実施し、新指定あるいは追加指定を行っています。⁽⁵⁹⁾

(2) 伝統工芸・祭の保存と継承

- 伝統工芸・芸能の伝承・活性化を推進するため、淡海節保存育成団体への活動支援、仰木太鼓保存育成支援を実施しました。⁽⁹⁾
- 伝統芸能会館において、自主公演(能、狂言)を開催し、伝統芸能の鑑賞機会の提供及び伝統芸能体験等の機会を提供することにより、市民の伝統芸能への関心と理解を深めました。⁽⁹⁾

- 大津市指定有形民俗文化財保存修理事業 5 件および無形民俗文化財 1 件に対して助成を行いました。各曳山について、退色や破損が著しかったものが、新調や修理を行ったことで蘇りをみせました。⁽¹⁸⁾
- 大津三大祭(日吉大社山王祭・建部大社船幸祭・大津祭)の開催にあたり、事業実施団体に対して事業費の一部助成を行いました。⁽¹⁸⁾

(3) 歴史伝統文化情報の調査・研究

開発行為に対処し、遺跡の保存を図るため、市内に所在する遺跡について事前の発掘調査により遺跡の性格・範囲等を把握し、保存のための資料としています。また、必要なものについては国の史跡指定を前提とした確認調査を実施しています。⁽⁵⁹⁾

(4) 歴史伝統文化情報の収集・提供

ア 歴史博物館

平成 2 年 10 月の開館以来、購入・受贈・受託などの方法で資料の収集を図るとともに、それらの資料を随時公開・活用するため、企画展及びミニ企画展を実施しています。

また館内においては映像やコンピュータにより、市内の祭礼や伝説等を紹介する映像番組、史跡案内や収蔵品・古写真などのデータベース提供を行っています。ホームページによる情報提供も行っており、平成 22 度のアクセス件数は 92,815 件でした。⁽⁶⁰⁾

平成 22 年度に実施した事業は次のとおりです。

- 「柴田晩葉－湖都のモダン日本画家－」「大津百町大写真展－マチを記録すること－」「大津国宝への旅」の企画展とともに、ミニ企画展を開催しました。企画展・常設展の総観覧者数は、52,580 人でした。⁽⁶⁰⁾
- 市民参加の講座として、れきはく講座(館内講座 36 回・現地見学会 3 回 参加者 3,511 人)を実施しました。⁽⁶⁰⁾

イ 埋蔵文化財調査センター

市内遺跡から出土した埋蔵文化財の収集・管理を行うとともに、市民の埋蔵文化財に対する関心と理解を深めるために、埋蔵文化財調査センターでは、見学会や各種講座を実施しています。

平成 22 年度に実施した事業は次のとおりです。

- 考古学体験教室・講座「古代の土器づくり」「貝飾りづくり」、遺跡現地見学会「大津宮と南滋賀廃寺」などを開催しました。⁽⁵⁹⁾

ウ 歴史体験の環境整備

- 毎年春に実施している、坂本観光協会主催の「坂本非公開社寺めぐり」が 5 月 1 日から 5 月 5 日まで行われました。期間中は特別公開や展示が実施され、多くの人が新緑の坂本を楽しみました。⁽¹⁸⁾
- 大津市環境情報システムWeb版「かんきょう宝箱」により、祭、伝説、ならわし、歴史、文化財など歴史文化情報を提供しました。⁽²²⁾
- 近江歴史回廊推進協議会に参画し、滋賀県の歴史文化を発信しました。全体事業としては、①近江歴史回廊大学(第 12 回後期、第 13 回前期)の開催 ②「近江歴史回廊探訪 10 ルート」のパンフレット改訂を行いました。⁽¹⁸⁾

2 水と緑のネットワークの形成

森林から琵琶湖や瀬田川に流れる数多くの河川や水路を軸とし、ため池や内湖の保全・整備を進め、水にふれたり、水辺への関心を高める親水性や生き物の生息、生育に配慮した水辺整備を進め、水のネットワークを形成していきます。

豊かな森林や里山の保全とあわせて市街地部における公園・緑地の整備、道路施設等の緑化、市街化区域内農地の活用を推進し、身近な緑から周辺の山々の緑までを一連のものとしてとらえ、緑のネットワークの形成を進めます。

<現況>

琵琶湖や緑の山並みなど、大津本来の自然と一体となり、もっと豊かな環境のふるさとを未来へつなごうと、大津の緑に関する総合計画ともいえる「大津市緑の基本計画」を策定しています。

「市民が育む湖都の緑」を基本理念にして、大津の緑を守り育てるためには、市民一人ひとりが緑の存在やそれらとの関わりがいかにか大切か認識し、水と緑の環境のまちづくりに積極的に参加することを求めています。将来の大津を自然と歴史、そして暮らしが息づくうるおいあふれるまちにすることが目標となっています。⁽³⁵⁾

<実施事業等>

(1) 快適な水環境の整備

ア 水路・ため池・里山の保全

「大津市農業農村環境整備計画」に基づき、ため池や河川、内湖の整備にあたっては、生物生息空間（ビオトープ）の保全と創造や親水性への配慮に努めています。⁽¹⁹⁾

イ 市民参加による水辺地の保全の推進

市民参加による河川愛護活動やヨシ保全活動を支援することにより、快適で親水性豊かな水辺環境の整備に努めました。⁽²²⁾

(2) 緑のまちづくりの推進

ア 公園・緑地の整備

- 堅田内湖公園、御呂戸川緑地等の公園整備を行いました。⁽³⁵⁾

都市公園整備状況

(平成23年3月31日現在)

都市公園等施設緑地		整備状況	
		カ所	面積 (㎡)
都市公園	街区公園	107	212,987
	近隣公園	38	492,726
	地区公園	6	340,682
	総合公園	6	800,619
	運動公園	2	279,433
	特殊公園	2	393,514
	都市緑地・緑道	22	388,388
	広域公園	2	65,400
	小計	185	2,973,749
公共施設緑地	児童遊園	534	168,774
	ファミリー農園	8	11,710
	小計	542	180,484
合計		727	3,154,233

イ 柳が崎湖畔公園の整備事業

自然と一体となった花と緑の公園として、また交流の場となる体験学習施設等の整備を図るため、柳が崎湖畔公園整備基本計画に基づき、旧琵琶湖ホテルの跡地等を琵琶湖の自然と一体となった花と緑の公園として整備しています。湖畔に広がる約 6,000 m²の英国式庭園(イングリッシュガーデン)には、約 100 種、3,000 株のバラをはじめ、スイレン、ダイアンサス、アネモネ、クリスマスローズなど 2 万株の花々が植えられています。また、柳川河口部と旧柳が崎水泳場跡地の砂浜を公園として整備しました。

平成 22 年度に実施した事業は次のとおりです。

- 旧柳が崎水泳場跡地とびわ湖大津館を回遊できる園路をつくるため、琵琶湖を埋め立て、護岸整備を行いました。⁽³⁵⁾

ウ 市民、事業者による花と緑のまちづくり

平成 22 年度に実施した事業は次のとおりです。

- 自然に親しみ、人と人とのふれあいや連帯意識を深めながらまちづくりを進めるため、市民センター敷地をはじめ、公共の敷地や自治会館の敷地を拠点として、市民の手による「花壇づくり」「花づくり」活動を展開したほか、「花づくり講習会」「花づくり写真コンクール」を実施し活動の奨励に努めました。156 団体(参加者総数 3,192 人)が、8,413.09 m²の花壇で花づくり活動を行いました。⁽⁸⁾
- 街角に、グループで小さくてかわいい花壇を作る「手のひら花苑事業」を実施しました。平成 22 年度の登録団体は 79 団体で、花苗を支給しました。⁽³⁵⁾
- 主要な街路等を中心に、グループで花街道の整備を進める「花街道事業」を実施しました。平成 22 年度の登録団体 7 団体に、花苗を支給しました。⁽³⁵⁾
- ブロック塀又はこれに類似するものを取り壊し、新たに設置される生垣に対し、1mにつき 4,000 円(60,000 円を上限)の補助制度を実施しています。⁽³⁵⁾
- やすらぎのある緑のまちづくりを推進し、花や緑に囲まれた楽しいひとときを提供するために、「びわ湖大津館ローズフェスタ」「おおつ花フェスタ」などの各種イベントを開催しました。⁽³⁵⁾

エ びわこサイエンスパーク事業における公園の整備

「びわこサイエンスパーク」は、身近な自然環境と調和した都市整備と里山環境等の保全を図ることを目的とする「親自然型都市総合整備事業」を活用して、公園事業と土地区画整理事業により、一体的な整備を図っています。平成 16 年度に伊香立公園用として 9.8ha、土地区画整理事業として 42.5haを計画し、調整池の整備と用地取得を行い、平成 17 年には、土地区画整理事業の認可を受け、平成 21 年度には、公園区域内にビオトープを整備しました。⁽³⁵⁾

オ 公共、民間施設の緑化推進

平成 22 年度に実施した事業は次のとおりです。

- 都市計画道路 3・4・9 号馬場皇子が丘線(北国町工区)の整備を図りました。⁽⁴⁰⁾
- 新たに建設した公共施設には緑地スペースを設けるよう配慮しました。⁽⁴²⁾
- 大津市生活環境の保全と増進に関する条例に定める特定事業を実施する者に対し、「特定事業等における環境配慮指針」に基づく緑化への配慮について協議を行いました。⁽²²⁾

カ 緑の管理体制の整備

- 18 都市公園に指定管理者制度を導入し、公園の管理体制の強化に努めました。⁽³⁵⁾
- その他の都市公園については、市内の緑化推進事業及び都市公園等の維持管理の専門機関である(財)大津市公園緑地協会に維持管理業務を委託し、緑の管理体制の強化に努めました。緑化推進事

業や維持管理業務を専門的な組織に委託することで、市民の緑化活動に対する補助の実施や、緑化イベントの効果的な運営による緑化啓発事業の充実が図れました。⁽³⁵⁾

3 景観の形成

豊かな自然と歴史・文化、まちの空間を生かし、大津らしさにあふれ、美しく、風格ある風景づくりを進めます。

美しい自然を生かすための山地、田園、湖岸景観の保全と創造、まちを身近に感じる眺望点の保全、地域のまとまりと個性を創り出す商業・業務地景観、住宅地景観、工業地景観の保全と創造、まちの骨格を演出するための道路景観、河川景観の保全と創造、まちに景観づくりの拠点を増やすための施設景観の保全と創造によって、各地域の環境資源の特性に応じた個性的な秩序ある景観づくりを推進します。

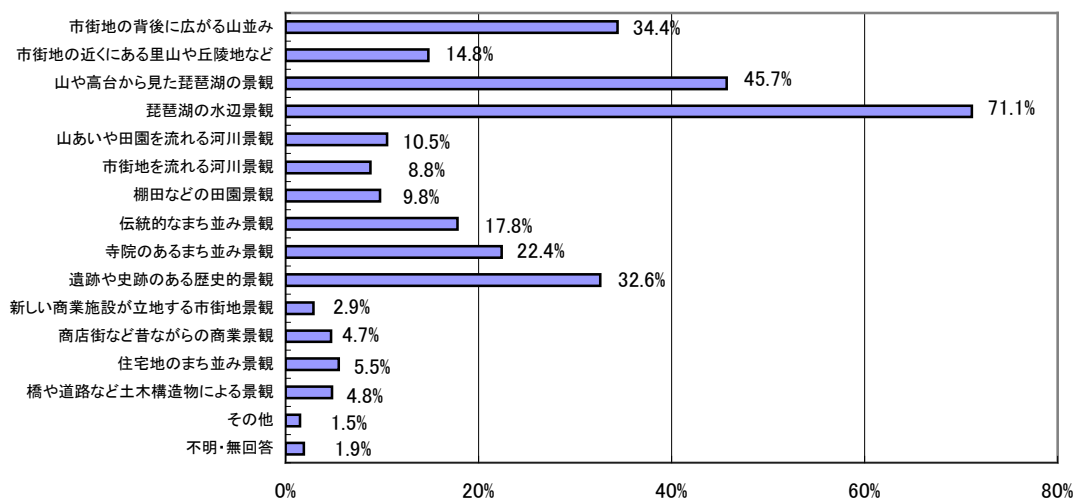
<現況>

景観に関する市民の意識

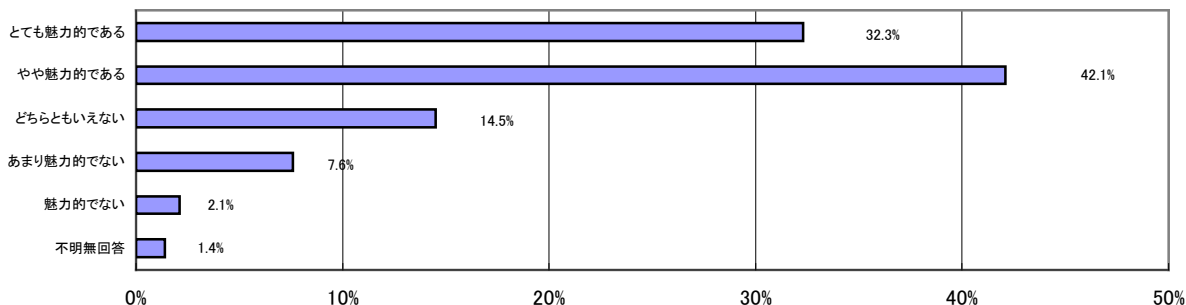
古都大津の風格ある景観をつくる基本計画の策定にあたり、平成14年10月に、市民が大津の景観に抱いている思い等について市民意識調査を実施しました。「大津市全体の景観を魅力的だと感じるか」については、とても魅力的である32.3%・やや魅力的である42.1%・どちらともいえない14.5%・あまり魅力的でない7.6%・魅力的でない2.1%で、4人中3人までは景観を魅力的と感じているという結果でした。

また、次の世代に残していかなければならない景観については、「琵琶湖の水辺景観」がもっとも多く71.1%となっています。次いで「山や高台から見た琵琶湖の景観」(45.7%)、「市街地の背後に広がる山並み」(34.4%)「遺跡や史跡のある歴史的景観」(32.6%)となっており、琵琶湖や山並みといった自然的な景観を残していかなければならないと考えている人が多いことがうかがえます。

大津市に残していくべき景観



現在の大津市全体の景観の魅力度



＜実施事業等＞

(1) 総合的な景観・都市美づくりの推進

ア 古都にふさわしい景観形成の展開

悠久の歴史文化と豊かな自然に彩られた大津らしい景観を生かし、魅力ある都市景観を形成していくため、「古都大津の風格ある景観をつくる基本条例」(以下「基本条例」という。)及び「古都大津の風格ある景観をつくる基本計画」(以下「基本計画」という。)に基づき、古都大津にふさわしい景観づくり施策を推進しています。

本市は平成 17 年 3 月 28 日に景観法に基づく「景観行政団体」となりました。景観行政団体は、景観行政の担い手として、地域に密着した景観行政を一元的に推進できるとされています。平成 17 年度に市民と行政が協働して取り組む景観づくりの指標として、大津市のあるべき景観像を明確にして、その実現のための規制誘導の基準を定めることを目的とした「大津市景観計画」の策定と「大津市景観法施行条例」を制定しています。⁽³¹⁾

イ 歴史的風土特別保存地区の指定

大津市歴史的風土保存区域における歴史的風土保存計画に基づき、市内 9 地区に歴史的風土特別保存地区が指定されており、建築行為等を対象とした届出・許可制度等を活用することにより、古都大津の歴史的風土の保存を図っています。平成 22 年度は 4 件の届出等を受け、審査業務を行いました。⁽³¹⁾

ウ 地区別景観形成実施計画の策定

基本条例及び基本計画に基づき、地域で育まれてきた景観特性を活かした景観形成を進めていくため、重点的に景観づくりを推進すべき地区を選定し、地域住民との協働のもとに当該地域の景観づくりに関する実施計画を策定することとしています。

平成 22 年度に実施した事業は次のとおりです。

- 坂本地区および堅田地区において策定した景観形成実施計画を具体化の中で、町並み形成のルールなどの策定に向け、地域住民などの関係者と協議を重ねました。⁽³¹⁾

エ 大津市景観計画ガイドライン

市域全域で一定規模以上の建築物の建築や土地造成等を行う際の具体的な審査基準や望ましいあり方を示した「大津市景観計画ガイドライン」に基づき、古都大津にふさわしい景観形成についての周知啓発を図っています。⁽³¹⁾

オ 市民啓発事業の実施

景観形成事業の推進には、市民や事業者の理解と協力が必要不可欠です。こうしたことから、市の景観形成事業への取り組み状況を発信するとともに、市民の皆さんに、景観づくりについて、身近な生活の中から考え、自らが参加していただけるように、周知・啓発事業を実施しました。⁽³¹⁾

① きらッと大津景観絵画展

大津市歴史博物館企画展示室 3 月 12 日～3 月 21 日まで
478 点出展 絵画展来場者数 1,010 人

② 市ホームページ「古都大津の景観づくり」

景観づくりに関する情報を順次公表

③ きらッとおおつ景観広告賞

8 月 2 日～9 月 10 日 募集 9 月 30 日 一次審査 10 月 23 日 最終審査
12 月 4 日 表彰式 応募総数 78 件
景観重要広告物の指定 5 件 優良屋外広告物の表彰 5 件

(2) 山地、湖岸、田園景観の保全と創造

- 市民参加により、ヨシ保全活動の推進を図りました。⁽²²⁾

(3) 眺望景観の保全と創造

ア 大津らしい眺望景観の保全と創造

基本計画において、景観づくりの基本方針として「水と緑の大景観を守る」ことを掲げており、大津を特徴づけ、また魅力あるものとし、人々に愛され続けてきた琵琶湖と山並みで構成される大景観を眺望する眺望景観の保全を図っています。平成 18 年 10 月に施行した「大津市景観計画」において重要眺望点及び眺望景観保全地域を定め、眺望景観保全地域内に建設される大規模構造物についてシミュレーションを義務付け重要眺望点からの眺望景観の保全を図ることとしています。⁽³¹⁾

(4) 市街地景観の保全と創造

ア 公共、民間建築物の景観配慮の推進

- 景観に大きな影響を与えると考えられる道路整備・公園整備等公共事業に関し、「古都おおつ景観形成プロジェクト」によって作成された公共事業景観形成ガイドラインにより、事業実施段階に自主的に景観形成に配慮するよう周知しました。⁽³¹⁾
- 市有施設の新増築に際しては、建物の屋根を勾配屋根にするなど、建物の形状や外壁等の仕上げ材について、基本条例等に基づき周辺景観に配慮するように努めました。⁽⁴²⁾

イ 工場緑化、施設修景の推進

大津市生活環境の保全と増進に関する条例に定められた特定事業等を実施するものに対し、「特定事業等における環境配慮指針」に基づき、緑化および景観形成への配慮指導を行っています。平成 22 年度は、大規模建設等事業 0 件、生活環境影響事業に関する事前協議は 17 件でした。⁽²²⁾

ウ 建築協定

協定をしようとするエリア内に住む土地所有者等が建築協定を結び、建築行為等をコントロールすることによって地域の個性に応じた調和のあるまちづくりを推進しています。平成 22 年度には新たに 1 地区で建築協定を締結しています。また、建築協定を周知するために、概要をホームページに掲載しました。⁽³⁷⁾

(5) 道路、河川景観の保全と創造

ア 無電柱化の推進

- 都市計画道路 3・4・9 号馬場皇子が丘線(北国町工区)の整備を図りました。⁽⁴⁰⁾

イ 沿道ビューティ作戦の展開

- 市有施設の新築・増築工事等に際して、道路に面した工事用仮囲いを塗装するなど、沿道の美化に配慮しました。⁽⁴²⁾

4 美化の推進

散在性ごみは、市民の環境意識や環境文化の状況を反映するものであることから、環境学習、教育において都市美化意識の醸成に努めます。

ごみが散乱しにくい物品の開発や販売、正しいごみの出し方の徹底、ごみ集積所の美化などにより散在性ごみの出ないまちづくりを推進します。

公共の場所について、管理者が主体的に適切な管理を行います。

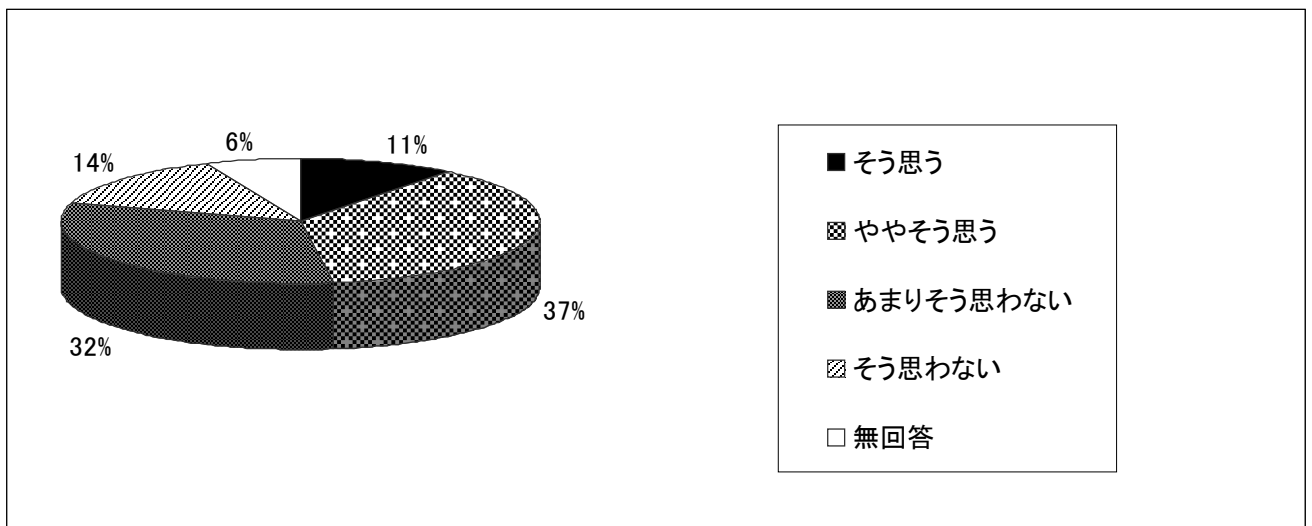
市民、事業者、市が協働して、不法投棄防止、ポイ捨て防止の啓発や不法投棄ごみ等の調査、回収など、ノーポイ運動を推進します。

<現況>

美観に対する市民の意識

平成 21 年度に実施した市民意識調査によると、「ごみのポイ捨てなどがなく、まちがきれい」という問いに対して、47.7%の人が“(やや)そう思う”という回答ですが、平成 11 年度の結果(51.6%)に比べて 3.9%低い結果になっています。

居住している地域の環境の快適性（ごみのポイ捨てがなくまちがきれいである）



<実施事業等>

(1) 公共の場所の美観の保持・散在性ごみ対策の推進

市民、事業者、市が連携して、ごみのない美しいまちづくりに向けて、様々な清掃活動や啓発事業を推進しています。

平成 22 年度に実施した事業は次のとおりです。

- 毎年 4 月にポイ捨て防止と観光滋賀と湖都大津を目指し、滋賀県と連携しながら観光地の清掃活動を展開しています。4 月 21 日(水)に、坂本・石山寺周辺で実施し、参加者は、160 名でした。⁽¹⁸⁾
- 毎年 8 月に開催される“びわ湖大花火大会”において、安全に気持ちよく観覧いただくために、ボランティア(大学のサークル等)が環境協力金の募金やごみの持ち帰りを呼びかけ、来訪者の皆様に環境問題にも関心を持っていただくための取り組みを行っています。⁽¹⁸⁾

(2) 路上喫煙等の防止

平成 21 年 3 月に「路上喫煙等の防止に関する条例」が制定されて以来、市内の駅前や街頭での啓発キャンペーンを実施するとともに、平成 21 年 7 月 1 日の条例施行から 9 つの路上喫煙等禁止区域では 2 人 1 組による啓発誘導員の 4 組分の委託や職員で啓発に努めてきました。

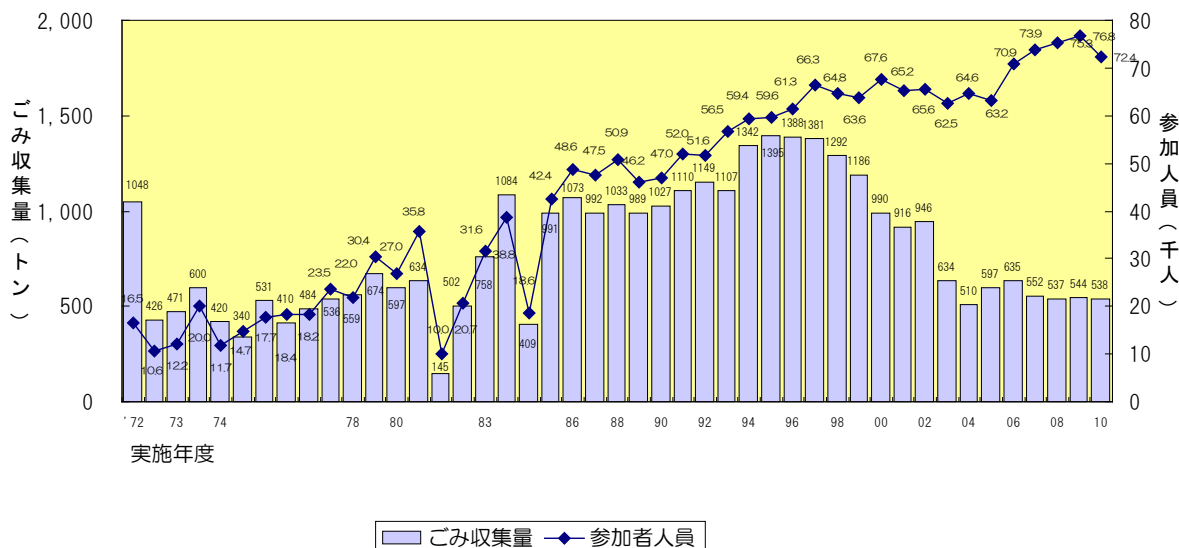
その結果、平成 22 年 11 月時点の調査では条例施行前と比較して路上喫煙等禁止区域において路上喫煙が 1/6 以下となり、たばこの吸殻等のごみも 1/10 以下へと減少しました。⁽²²⁾

(3) 市民運動の推進

ア 琵琶湖を美しくする運動

昭和 47 年 6 月、大津市自治連合会、大津市地域女性団体連合会、大津市漁業協同組合連絡協議会及び大津青年会議所の四者の提唱により、各種団体の協賛を得て、「琵琶湖を美しくする運動実践本部」が設立され、毎年 7 月に琵琶湖一斉清掃を実施しています。第 45 回を迎えた平成 22 年度については、6 月 27 日(日)に市内全域において実施され、参加人員は 72,375 人、ごみ量は 538t ありました。⁽²²⁾

琵琶湖を美しくする運動一斉清掃の参加者・ごみ量の推移



イ ノーポイ運動の推進

住民と行政とが一体となってごみのポイ捨てを防止し、美しいまちづくりのための美化活動を実施しています。

平成 22 年度に実施した事業は次のとおりです。

- ごみ減量と資源再利用推進会議との連携により、12 月 1 日を中心にノーポイ運動街頭啓発と清掃を行い、3,983 人が参加しました。⁽²³⁾

ウ 河川愛護運動の推進

- 河川愛護団体設立の呼びかけおよび設立の支援、河川愛護団体に対する活動の支援、大津市河川愛護団体連合会(加盟 21 団体)に対する活動の支援を実施しました。⁽²²⁾

エ ごみ減量と資源再利用の推進

昭和 56 年 5 月 30 日に「市民一人ひとりがごみ問題を自らの生活環境を守る自らの問題として正しく認識して“ふるさと都市大津”の創造にふさわしい気風を育てていくこと」を目的として発足した「ごみ減量と資源再利用推進会議」の大会において、3R推進マイスターの講演を開催し、市民・事業者の意識向上に努めました。

(23)

(4) 空き地の適正管理の推進

ア 雑草苦情の処理

近年、本市では宅地開発が急速に進み、県内外から土地を求める人が増えています。これらの中には、空き地のまま放置されるものもあり、雑草が繁茂したり、これに伴い害虫が発生するなど、苦情が多数寄せられています。市では、生活環境条例第 93 条に基づき、被害の状況を調査し、所有者に文書で除草を依頼するなど、適切な管理について指導を行っています。平成 22 年度の苦情箇所数は 98 件でした。⁽²²⁾

雑草苦情の件数

年 度	平成 11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
箇所数	114	124	109	139	100	126	160	187	104	114	126	98

(注) 各年度とも旧志賀町分を含む。

5 光・音・風の活用

地域の個性的な音、季節の花の香り、夜景、蜃気楼などの気象現象など、快適な生活環境づくりのために大切な環境資源の所在を生活との関わりを含めて把握するとともに、地域の個性の形成やコミュニティ意識の醸成に生かします。

<実施事業等>

(1) 光、音、香りや色彩風景の演出

既存植生や地形などの諸条件を考慮し、公園の特性を活かした植栽計画を立て、実行する中で、実のなる木の植栽も随時行い、色彩風景の演出を行っています。⁽³⁵⁾

平成 22 年度に実施した事業は次のとおりです。

- 公園にサクラを植栽しました。⁽³⁵⁾
- バラの花を主体とした花園を中心とした柳が崎湖畔公園の充実を図りました。入場者数は 21,645 人でした。⁽³⁵⁾
- 大津らしい環境の素晴らしさをPRする事業として親しまれている文化財のライトアップを行う「ライトアップ大津 2010」を次のとおり実施しました。⁽¹⁸⁾

○春のライトアップ（ライト数 209 基）	4月 1日から	4月 19日
三井寺・琵琶湖疏水	来場者数	45,000 人
○夏のライトアップ（ライト数 8 基）	7月 29日から	8月 18日
瀬田唐橋		
○秋のライトアップ（ライト数 305 基）	10月 1日から	12月 1日
日吉大社、滋賀院門跡、西教寺、旧竹林院、石山寺	来場者数	51,300 人

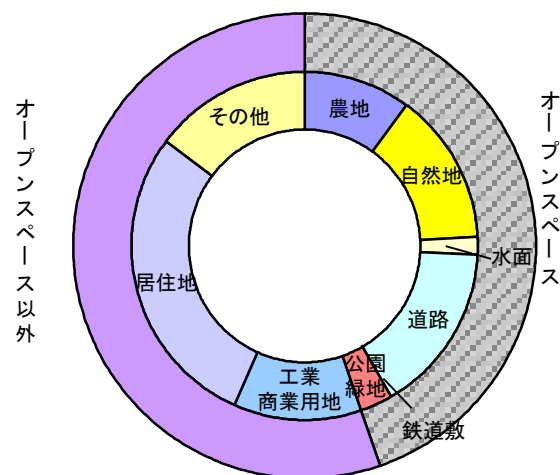
6 市街地のオープンスペースの確保

公園や緑地の適切な整備と合わせて、学校等公共施設、社寺林、河川や道路、空地などの空間の確保や、それらの連続性を配慮することによって、適切な市街地のオープンスペースを確保します。また、地区計画制度や建築物の総合設計制度による公開空地の確保などの土地利用の誘導によって、市街地のオープンスペースを確保します。

<現況>

平成18年度の市街地のオープンスペース率は約45%となっています。(農地、自然地、水面、道路、鉄道敷、公園・緑地をオープンスペースとした)

市街地のオープンスペース



<実施事業等>

(1) 快適なオープンスペースの創出

ア 街路樹の整備等

- 都市計画道路3・4・9号馬場皇子が丘線(北国町工区)の整備を図りました。⁽⁴⁰⁾
- 市道区域の除草、剪定や、道路面清掃作業を実施しました。⁽⁴¹⁾

イ 歩行者空間のバリアフリー化の推進

天津市交通バリアフリー基本構想で重点整備地区となっているJR大津駅・京阪浜大津駅周辺地区において歩道のバリアフリー化・歩道整備について地元及び関係者との調整を実施し、事業化を目指しています。

ウ 公共施設における適切な空間の創出

- 市有施設の新増築等に際し、建物を道路より後退させ、緑地、広場などオープンスペースの確保に努めました。⁽⁴²⁾

(2) 土地利用の計画的誘導

ア 地区計画制度や総合設計制度の活用等

地区計画制度や総合設計制度の活用等による土地利用の計画的誘導や、狭あい道路の拡張整備、道路、下水道、公園、公共施設等の整備などによる良好な居住環境の基盤整備を進めています。⁽³⁶⁾

本市の都市計画の基本的な方針として策定した「天津市都市計画マスタープラン」において、「市街地整備の方針」として住宅ゾーンだけでなく、商業ゾーン、工業ゾーンについても、地区計画制度を活用することとしてい

ます。⁽³⁰⁾

(3) 良好な居住環境の基盤整備

ア 公園等の整備

- 良好な居住環境形成のための重要な拠点として、柳が崎湖畔公園、瀬田湖岸緑地の整備を行いました。⁽³⁵⁾
- 児童遊園地について、施設備品の充実や遊具等施設修繕や安全点検、マナー啓発看板等の設置により、児童の健全で安全な遊び場として、また地域住民に親しまれる憩いの場として充実を図りました。⁽³⁵⁾

イ 道路の整備

- 街並み側溝整備事業として、堅田・長等・逢坂・中央・平野・膳所・瀬田学区等を対象に、古い街並みが現存し、道路幅員が狭く未改修の箇所において、昭和 58 年から現存の街並み保存を図りながら計画的に側溝整備を実施しています。(4 路線 延長 110m)⁽⁴¹⁾
- 既存団地において新しく市道認定された道路は、側溝や舗装整備がほとんどされていないため、計画的に整備を行っています。(7 路線 18 箇所)⁽⁴¹⁾

ウ 市街地整備事業の推進

- 駅前にふさわしい安全・快適なまちづくりを目指して、堅田駅西口において都市の骨格となる幹線道路・駅前広場・公園等の都市施設を整備する土地区画整理事業の推進を図りました。⁽³³⁾
- 狭隘な道路や老朽住宅が密集する大津駅西地区において、土地区画整理事業による基盤整備に併せて、住宅市街地総合整備事業による住環境の改善を推進し、中心市街地活性化を図りました。⁽³⁴⁾